

四條畷市ソフトテニス連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、四條畷市ソフトテニス連盟(以下「本連盟」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本連盟は、事務所を事務局の居住地に置く。
事務局の住所は別途記載する。

第2章 目的 及び 組織

(目的)

第3条 本連盟は、四條畷市におけるソフトテニスの普及・振興を図り、市民の心身の健全な発展に寄与することをもって目的とする。

(組織)

第4条 本連盟は、日本ソフトテニス連盟、大阪府ソフトテニス連盟に加盟し
四條畷市体育協会に傘下所属する。

第5条 本連盟は、ソフトテニスを愛好し、本連盟の趣旨に賛同する団体をもって組織する。
1. 加盟の団体は、本連盟に会員登録を行うものとする。

第3章 事業

(事業)

第6条 本連盟は、第3条の目的を達成するための事業を行う。
1. 四條畷市におけるソフトテニス大会およびその他競技会の開催
2. ソフトテニス競技の指導、講習会の開催 並びにソフトテニスに関する行事の開催
3. 他競技団体との連絡協調
4. その他本連盟の目的達成に必要な事業

第4章 役員

(役員)

第10条 本連盟は、次の役員を置く。
①. 会長 1名 ②. 副会長 2名 ③. 会計 1名
④. 書記 1名 ⑤. 理事 若干名 ⑥. 広報 1名
⑦. 会計監査 1名

(役員を選出)

第 11 条 本連盟の役員は、次の方法により選出する。

- ①. 会長は、理事会に於いて選出する。
- ②. 副会長。会計、書記、会計監査は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- ③. 理事は、登録加盟団体から原則2名の代表者を選出する。
- ④. 顧問は、理事会の意見を聞き会長がこれを委嘱する。

(役員任期)

第 12 条 本連盟の役員任期は以下の通りとする。

1. 会計の任期は、1ヶ年とする。(但し、翌年は会計監査を担当する。)
2. 会計以外の任期は、2ヶ年とし再任を妨げない。
3. 会計以外はこの再任は妨げないが、同一役職の継続期間は概ね6ヶ年を最長とする。

(役員任務)

第 13 条 本連盟の役員任務は次の通りとする。

1. 会長は、本連盟を代表し会務を統括管理する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長の事故あるときは、その職務を代行する。
3. 会計は、本連盟の金銭出納にあたる。
4. 会計監査は、本連盟の財務を監査する。
5. 理事は、本連盟の事業運営に協力する。
6. 顧問は、本連盟の重要事項について会長の諮問に応じる。

第 5 章 会 議

(会議の種別)

第 14 条 本連盟は、次の会議をもつ。

1. 総会
2. 臨時総会
3. 理事会

(会議の構成)

第 15 条 会議の構成は、以下の通りとする。

1. 総会および臨時総会は、役員および理事をもって構成する。
2. 理事会は、理事をもって構成する。

(会議の招集と議長)

第 16 条 会議は、会長が招集し、議長は会長が決定する。

総会は、本連盟の最高議決機関であり、毎年1回以上会長が招集する。
但し、理事の半数以上の要求があったときは、会長は臨時総会の招集を
しなければならない。

(会議の議決)

第 17 条 会議は、議決は以下の通りとする。

1. 会議の議決は、出席者の過半数の同意をもって決する。(委任を含む)
2. 可否同数の場合は、議長が決する。

(総会の権限)

第 18 条 総会は、次の事項を附議する。

- ①. 事業(活動)報告と事業(活動)計画の提示
- ②. 決算の報告と予算案の提示
- ③. 規約の変更(改定)
- ④. 役員の変更
- ⑤. その他、会長が附議した事項

(理事会の権限)

第 19 条 理事会は、次の事項を附議する。

- ①. 総会に附議すべき事項
- ②. 連盟の会務に関する事項
- ③. 事業の実施に関する事項
(表彰、ドローの決定、会費の決定、等)
- ④. その他、会長が附議した事項

第 6 章 会 計

(収入)

第 20 条 本連盟の経費は、次の収入により支弁する。

1. 会費
2. 参加費
3. 寄付金
4. その他の正当な収入

(会費)

第 21 条 本連盟に加入している団体は、会費を納めなければならない。

2. 会費は別に定める。

(会計年度)

第 22 条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 23 条 会計役員は、会計年度終了と同時に決算書を作成し会長に提出しなければならない。

第 24 条 理事は、必要ありと認めた時は、会長に対して会計帳簿の閲覧を求めることができる。

第 7 章 加盟 退会 脱退

(加盟)

第 25 条 本連盟へ加盟する団体は、理事会の承認を受け所定の入会手続きを行うものとする。
(入会手続 : 入会申込書と会費を添えて理事会へ申し込む。)

(退会)

第 26 条 本連盟を退会する団体は、その理由を退会届に付し提出するものとする。

第 27 条 本連盟の退会時には、会費の返納はしないものとする。

(脱退)

第 28 条 本連盟の加盟会員として不相当と認められたときは、理事会の決議を経て脱退させることができる。

第 8 章 規約の改定および細則

(規約の改定)

第 29 条 この規約の改定は、総会において出席した構成員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(細則)

第 30 条 この規約の施行に関して必要な事項は、理事会の承認を得て会長が定める。

附 則

1. この規約は、平成27年4月1日より施行する。
2. この規約に定める以外必要な事項は、役員協議を経て定め、会長の承認を得るものとする。
3. この規約は、平成27年3月全面改定し、平成27年4月1日より施行する。